

## シティカード会員規約

2008年3月現在

### 第1章 一般条項

#### 第1条(会員)

- 1.本会員とは、本規約を承認の上、シティカードジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ個人のうち、当社が入会を認めた方をいいます。
- 2.本会員が当社に対する代金の支払その他一切の責任を引き受けることを承認した家族で、当社が入会を認めた方を家族会員とします。本会員及び家族会員を会員といいます。

#### 第2条(カードの発行と管理)

- 1.当社は、会員に対し当社が発行するクレジットカード(本規約において「カード」といいます。)を貸与します。
- 2.会員は、当社からカードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身の署名をします。
- 3.カードは、カード表面に所定の方法により会員名が記載され、所定の署名欄に自署した会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。
- 4.カードの所有権は当社にあり、会員は、カードを他人に貸与、譲渡及び質入れする等カードの占有を第三者に移転させること又はカード表面に記載された会員名、会員番号、カードの有効期限等の情報(以下「カード情報」といいます。)を第三者に使用させることは一切できないものとします。
- 5.会員が本条第2項、第3項又は前項に違反し、その違反に起因してカード又はカード情報が第三者によって使用された場合、会員は、そのために生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。
- 6.カードの有効期限は、当社が定めるカード表面に記載します。
- 7.カードの更新は、当社が引き続き会員として適格と認める場合に所定の期日に行います。
- 8.当社は、会員のカードが第三者によって不正使用されている又はそのおそれがあると判断した場合、会員に通知した上で会員のカードを無効とし、新たにカードを発行することができるものとします。この場合、会員は、当社が行う不正使用被害に関する調査に協力するものとします。

#### 第3条(年会費)

会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、退会した場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。

#### 第4条(暗証番号)

- 1.当社は、当社所定の方法によりカードの暗証番号(4桁の数字とし、以下「暗証」といいます。)及び電話用暗証番号(4桁の数字とし、以下「電話用暗証」といいます。)を登録し、会員に通知するものとします。ただし、会員は、当社所定の方法により、暗証又は電話用暗証を変更することができるものとします。なお、この場合、会員は、「0000」、「9999」等の同一数字4桁又は生年月日、電話番号等容易に想像できる番号は設定できないものとします。
- 2.会員は、暗証及び電話用暗証を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証又は電話用暗証が使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。ただし、当社に登録されている暗証及び電話用暗証の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。

#### 第5条(付帯サービス等)

- 1.会員は、当社又は当社が提携する業務委託先(以下「サービス提携先」といいます。)が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」といいます。)を利用することができるものとします。
- 2.付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合、会員は、それに従うものとします。また、付帯サービスによってはこれを利用できない場合があるものとします。
- 3.会員は、当社又はサービス提携先が必要と認めた場合、その付帯サービスの提供を中止又は内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第6条(利用可能額及び利用可能枠)

- 1.会員のカード利用可能額(本会員及び家族会員の合算となります。)は、当社が審査し定めるものとします。また、当社が適当と認めた場合、カード利用可能額の範囲内でキャッシングサービス利用可能額、リボルビング払い利用可能枠及び分割払い(3回以上の均等払いをいい、ボーナス併用分割払いを含み、以下「分割払い」といいます。)利用可能枠を設定し、カード送付時及びご利用代金明細書等当社所定の方法により会員にカード利用可能額と併せて通知するものとします。なお、当社は、カード利用可能額、キャッシングサービス利用可能額、リボルビング払い利用可能枠及び分割払い利用可能枠を必要と認める場合に変更することができるものとするほか、個別会員ごとに制限できるものとします。
- 2.カード利用可能額の対象には、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、年会費、キャッシングサービス・各種ローンの返済金、通信販売の利用代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
- 3.会員は、当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、次の各号の定めをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1)会員のカード利用可能額、キャッシング利用可能額、リボルビング払い利用可能枠及び分割払い利用可能枠は、当社から貸与されたカードの枚数にかかわらず、本条第1項及び前項の規定を適用する。
  - (2)当社は、キャッシングサービス利用可能額、リボルビング払い利用可能枠及び分割払い利用可能枠について、会員に貸与したカードのうちいずれか1枚に限定して設定することができる。
- 4.会員のカード利用にあたっては、カードの1回あたり利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合又はその他の理由で、当社が下記の各号に定める加盟店(以下「加盟店」といいます。)又は当社が直接若しくは間接的に提携したクレジットカード会社、VISA国際カード及びマスターカード国際カードに係る国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「加盟店契約会社」といいます。)から照会を受けることがあります。この場合、当社

は、当該会員のカード利用が本規約及び別に定める規定に違反し又は違反するおそれがあるとき、その他会員のカード利用が販売用商品の購入や仕入代金の支払等商行為にあたる等、不審な点があるとき等当社が適当でないとして判断したときは、そのカード利用を断ることができるものとします。また、当社は、当該カードの返却を加盟店又は加盟店契約会社を通じて求めることがあります。その場合、会員はカードの返却に応じなければなりません。

#### (1) 当社の加盟店

#### (2) 当社の提携クレジットカード会社の加盟店

(3) VISAカードについては、VISA国際カードサービスアソシエーションと、マスターカードについては、マスターカード国際カードインコーポレーテッド(以下両社を総称して「国際提携組織」といいます。)と提携した金融機関・クレジットカード会社の加盟店(以下「外国加盟店」といいます。)

- 5.会員は、本条第1項のリボルビング払い利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、原則としてリボルビング払い利用可能枠を超過した金額を一括して支払うものとします。

#### 第7条(代金の支払)

- 1.会員のカードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービス・各種ローンの返済金、通信販売の利用代金等、会員が本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務(以下「支払債務」といいます。)について、原則として毎月15日に締め切る(以下「締切日」といいます。)ものとし、会員は、翌月10日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」といいます。)にあらかじめ当社の指定する金融機関又は収納代行会社(以下「金融機関等」といいます。)と約定した預金口座又は証券総合口座(以下「支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又はあらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって上記に代えることができます。なお、当社は、会員の締切日及び支払日について、別の日に指定できるものとします。この場合、当社は、締切日及び支払日を本条第4項に定めるご利用代金明細書又はその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。また、事務上都合により翌々月以降の支払日の支払となることがあります。
  - 2.海外でのカード利用代金は、各国の国際提携組織から米国の決済センターにデータが到着した時点で、国際提携組織が指定するレートに、当社所定の事務処理経費を加算したレートで日本円に換算されます。(海外でのキャッシングサービスには事務処理経費は含まれません。)
  - 3.会員は、本条第1項の支払日に支払債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。
  - 4.当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の支払債務を、支払日までにご利用代金明細書として、会員の届出住所に郵送その他当社所定の方法により通知します。
  - 5.会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、10日間以内に当社に対し異議の申立をしなければならず、ご利用代金明細書の内容について承諾したものとみなします。
  - 6.本会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
  - 7.本会員の支払口座の残高不足等により、支払債務の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払日以降の任意の日において、支払債務の延滞額の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。
- #### 第8条(支払金等の充当方法)
- 会員の支払った金額が支払債務全額を完済させるに足りない場合は、会員からの申出がない限り、特に通知せずに法律で認められる範囲において当社が適当と認める順序・方法により、いずれの支払債務に充当しても会員は異議を申し出ないものとします。ただし、本規約に定めるリボルビング払い及び分割払いの充当順序については、割賦販売法に定められている順序によるものとします。
- #### 第9条(手数料率、利率の変更)
- 1.当社は、別に定めるリボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングサービスの利率、カードローンの利率、遅延損害金の利率(以下総称して「基準料率」といいます)について当社所定の方法により会員に通知するものとします。
  - 2.当社は、金融情勢等の変化により、基準料率を変更することがあります。この場合、本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、通知したときにおけるリボルビング払いの利用残高又はカードローンの融資残高(以下総称して「残高」といいます。)の全額に対して変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。
  - 3.当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率よりも低い料率(以下「優遇料率」といいます。)を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日に残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇料率が適用されること、及びに適用終了後に残高がある場合は、その全額について基準料率が適用されることに異議がないものとします。
  - 4.前項の優遇利率適用後に会員が本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準料率が適用されるものとします。
- #### 第10条(費用の負担)
- 当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取り消し及び退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査のために要した費用は、当然に会員負担になります。
- #### 第11条(会員資格の再審査等)
- 1.当社は、会員の適格性、利用可能額及び利用可能枠について入会後、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出及びカード利用の停止又はカードの返却に応じなければなりません。
  - 2.会員が海外に転居する場合若しくは転居したことがわかった場合、当社は前項の再審査を行うことがあります。

#### 第12条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等)

1. 会員が支払を遅滞する等本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、不審な場合、前条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、会員に通知することなく直ちに次の措置をとることができます。
  - (1) カード利用の停止。
  - (2) 貸与の停止によるカードの返却。
  - (3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。
  - (4) 当社が必要と認めた法的措置。
2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとする。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができます。
  - (1) 虚偽の申告をした場合。
  - (2) 法令又は本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
  - (3) 支払債務の履行を怠った場合。
  - (4) 差押・仮差押等、倒産手続の申立又は取引停止処分があった場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
  - (5) 本人確認等に必要書類の提出がなされない場合。
  - (6) カードの利用状況、支払状況又はカードの管理が適当でない当社が認めた場合。
  - (7) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(6)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
4. 本会員が本条第1項又は前項に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。

#### 第13条(退会)

1. 会員は、当社あて所定の退会届を提出し、かつカードを返却することにより、いつでも退会することができます。
2. 本会員が退会した場合には、家族会員も当然に退会となり、カードを返却しなければならないものとする。
3. 本条第1項及び前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、支払債務全額を直ちに支払うものとする。ただし、当社が認める場合は、通常の実支払方法によるものとする。この場合、会員は、支払債務全額の支払が終わったときに退会するものとする。

#### 第14条(期限の利益の喪失)

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に支払債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとする。
  - (1) 支払日に支払債務(ただし、本規約で定めるリボルビング払い及び分割払いの支払債務は除きます。)の支払を1回でも遅滞した場合。
  - (2) 支払日にリボルビング払い又は分割払いの支払債務の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。
  - (3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合又は一般の支払を停止した場合。
  - (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けた場合。
  - (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生若しくはこれらに類する倒産手続の申立を受けた場合又は自らこれらの申立をした場合。
2. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により支払債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとする。
  - (1) 商品の購入が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除きます。)となる場合で、会員がリボルビング払い又は分割払いの支払債務の支払を1回でも遅滞した場合。
  - (2) 商品の質入れ、譲渡、貸借その他当社所定の所有権を侵害する行為をした場合。
  - (3) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
  - (4) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
3. 本条に定める期限の利益の喪失については、キャッシングサービスには適用しないものとする。

#### 第15条(遅延損害金)

1. 会員は、支払債務の支払を遅滞した場合は、支払債務の元金に対し支払日の翌日から支払済の日に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金及びリボルビング払い並びに各種ローンの残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとする。この場合の計算は、年365日の日割計算とする。
  - (1) 一回払い、二回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い 年14.6%
  - (2) キャッシングサービス、カードローン 年21.9%
2. 会員は、分割払いの支払債務の支払を遅滞した場合は、以下の遅延損害金を支払うものとする。この場合の計算は、年365日の日割計算とする。
  - (1) 分割支払金の支払を遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し支払日の翌日から完済に至るまで年14.6%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金は分割払残元金に対し年6.0%を乗じた額を超えない金額。
  - (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は(前号の場合を除きます。)、分割払残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.0%を乗じた額を超えない金額。

#### 第16条(カードの紛失、盗難、偽造及びカード再発行)

1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用した場合、そのカード使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、すべて会員が責を負うものとする。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡の上、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生した損害については、当社は、会員に対しその支払を免除しない。
  - (1) 紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合。
  - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合。
  - (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
  - (4) 暗証を使用するカード利用において、使用された暗証と登録の暗証との一致を確認した上で行われたカード利用について損害が生じた場合。
2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
  - (1) 紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合。
  - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合。
  - (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
  - (4) 暗証を使用するカード利用において、使用された暗証と登録の暗証との一致を確認した上で行われたカード利用について損害が生じた場合。

- (5) 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。
  - (6) 会員が当社の請求する書類の提出を拒み又は提出した書類に虚偽の申請をした場合又は当社が行う不正使用被害調査に協力しない場合。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとする。
  4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払の責を負うものとする。
  5. 会員は、当社等が行う被害状況の調査に対し協力するものとする。
  6. カードの再発行は当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとする。

#### 第17条(届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、勤務先、支払口座、暗証、電話用暗証、家族会員等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとする。
2. 前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

#### 第18条(電話又はインターネット等による取引等)

1. 会員は、当社が定める所定のサービスの申し込み、当社への照会、前条に定める届出等を電話又はインターネット等によって行う(以下「電話等取引」といいます。)ことができるものとする。
2. 会員は、電話等取引を行う場合、原則として電話用暗証又は当社が別に定めた方法によって行うものとし、その内容は録音又は記録され、当社に相当期間保存されるものとする。

#### 第19条(書類の提出)

1. 当社は、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合、会員から所定の書類の提出を求めることがあるものとする。
2. 当社は、定期・不定期に会員に対して当社が必要とする本人確認又はカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに応ずるものとする。
3. 会員が本条第1項及び前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、会員のカード利用の制限若しくは停止をすることがあります。
4. 会員は、前項の定めにより当社がカード利用の制限若しくは停止をした場合でも、本規約の定めるところにより、当社への支払債務を支払うものとする。

#### 第20条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、各支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

#### 第21条(準拠法)

会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

#### 第22条(規約の改定、承認)

本規約が改定され当社から会員へその内容を通じた後又は改定された規約を送付した後に、会員がカードを使用した場合は、規約の改定事項を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する特約又は規定がある場合には、当該特約又は規定が優先されるものとする。また、日本語の表現と英語の表現に矛盾がある場合には、日本語を優先させるものとする。

#### 第2章 カードショッピング条項

##### 第23条(カードの利用方法)

1. 会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができます。ただし、加盟店に端末機(以下「端末機」といいます。)が設置されている場合には、その所定の手続に従っていただくことがあります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、注文書への署名等当社指定の方法によるものとし、カードの提示を省略できる場合があります。また、当社が適当と認めた加盟店(インターネット等によるオンライン取引等を行う加盟店を含みます。)においては、売上票への署名を省略し又は署名に代えて若しくは署名とともに暗証を端末機に入力する等当社が適当と認める方法によって商品の購入又はサービスの提供を受けることができます。
2. カードの利用金額、利用状況等の事情によっては、カードの利用について都度当社の承認が必要となります。この場合、当社が加盟店又は加盟店契約会社から照会を受けることがあり、当社が必要と認めた事項に限り、加盟店又は加盟店契約会社に回答することをあらかじめ承諾するものとする。
3. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、会員のカード利用を保留し、加盟店又は加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとする。
4. 当社は、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合その他当社が適当でない判断した場合には、カードの利用を断ることができるとします。
5. カードによる商品の購入及びサービスの提供を取り消す場合は、取消用の売上票に自己の署名を行う等所定の手続によるものとする。
6. 会員は、通信料金等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、会員番号・有効期限等が変更され、若しくは会員資格喪失等によりカードが利用できなくなった場合、会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、決済手段の変更手続を行うものとする。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとする。ただし、会員がカード種別変更等の理由により会員番号が変更になった場合又は会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要又は適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することをあらかじめ承諾するものとする。
7. カードの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間において解決するものとする。また、カードの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとする。
8. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購

入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報が、加盟店又は加盟店契約会社から当社に開示されることを承諾するものとします。なお、通話先電話番号を含む通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ加盟店又は加盟店契約会社から当社に開示されるものとします。

#### 第24条 (債権譲渡、立替払い)

1. 会員は、カードによる商品の購入、サービスの提供、通信販売の利用により生じた、加盟店の会員に対する債権（以下「売上債権」といいます。）について、以下の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。
  - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること又は当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除きます。）を経由する場合があります。
  - (2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し又は提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
  - (3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し又は海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. 会員は、加盟店の売上債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡すること又は当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡又は立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知及び承認の請求を省略するものとします。
3. 本条第1項により当社が譲り受ける債権額又は当社が立替払いする金額は、当社所定の売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、当社所定の注文書記載の表示価格及び送料等の合計額とします。

#### 第25条 (支払区分)

1. 会員は、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金及び通信販売の利用代金（以下「カードショッピング代金」といいます。）について、カードの利用の際に、一回払い、二回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いのいずれかの支払区分を指定できるものとします。ただし、一回払い以外の支払区分は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社が認めた加盟店で指定できるものとします。なお、会員の有効な支払区分の指定がない場合及び当社が指定した加盟店でカードを利用した場合は、原則一回払いとなります。
2. 一回払い、二回払い及びボーナス一括払いの支払日及び支払金額は、次のとおりとなります。ただし、事務上の手続により支払日の開始が遅れることがあります。
  - (1) 一回払いについては、利用額の全額につき翌月の支払日。
  - (2) 二回払いについては、利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払日。
  - (3) ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
3. 会員は、当社が適当と認めた場合、本規約末尾に記載するショッピング支払方法を選択することができるものとします。ただし、当社が適当でないと判断した場合には、ショッピング支払方法を変更できるものとします。
4. 会員は、カード利用時に本条第1項の代金の支払区分を一回払い、二回払い又はボーナス一括払いを指定した場合であっても、あらかじめ当社が定めたりボルビング払い利用可能枠の範囲内において、当社が定める日までに申出を行い、当社が適当と認めた場合は、支払区分をリボルビング払いに変更できるものとします。この場合の支払元金、手数料の計算については、カード利用時にリボルビング払いの指定があった場合と同様とします。
5. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりとします。
  - (1) 毎月の支払元金は、本規約末尾に記載する支払コースによって決定されるものとします。なお、フレックス変額コースの場合の支払元金は、締切日におけるリボルビング残高（以下「利用残高」といいます。）により決定されるものとします。会員は、支払元金に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を支払うものとします。
  - (2) 手数料は、リボルビング払いの利用を支払日で締め切り、支払日の翌日から翌月の支払日までの利用残高に対して、当社所定の手数料率により日割りで計算した額とし、翌月の支払日に支払うものとします。なお、初回の手数料は、リボルビング払いを利用した日以降最初に到来する締切日における利用残高に対し、当該締切日の翌日から翌月の支払日まで計算するものとします。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
  - (3) 毎月の弁済金の具体的算例は、本規約末尾に記載のとおりです。
  - (4) 会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、支払コースの変更、翌月の支払元金の増額支払ができるものとします。
  - (5) 会員がリボルビング払いを指定したカードショッピング代金の全部又は一部を繰り上げて返済する場合は、当該繰り上げ返済を行う代金額に対し、前回支払日（当該カードショッピング代金の最初の支払日到来前においてはリボルビング払いを指定したカードショッピングをした日）の翌日から当該繰り上げ返済日までの期間につき手数料（1年を365日とした日割計算）を支払うものとします。
6. 会員が分割払いを指定した場合は、次のとおりとします。
  - (1) 会員が分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、分割払手数料は、本規約の末尾に記載するのとします。
  - (2) 会員は、カード利用代金に前号の分割払手数料を加算した金額（以下「分割支払金合計額」といいます。）を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」といいます。）を翌月の支払日から毎月支払うものとします。
  - (3) 会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、ボーナス支払月は、1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合ボーナス支払月の加算総額は、1回あたりのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（端数は最初に到来したボーナス支払月に算入します。）し、その金額を月々の支払債務に加算して支

払うものとし、また、当社がボーナス併用分割払いへの変更を認めた場合には、会員は当社の適当と認めた加盟店においてカードショッピング利用の際に、ボーナス支払月を夏期6月、7月、8月、9月、冬期12月、1月、2月のいずれか、ボーナス支払日の加算総額を1回あたりのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができるものとします。

- (4) 会員は、当社が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員が当初の契約どおりにカードショッピングの支払債務の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払った場合には、会員は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

#### 第26条 (商品の所有権)

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が当該商品に係る支払債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

#### 第27条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員は、見本・カタログ等より申込をした場合において、引き渡された商品、権利又は提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利又は役務等の交換を申し出るか若しくは当該売買契約の解除ができるものとします。

#### 第28条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、リボルビング払い及び分割払いの場合で次の事由が存在する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、支払を停止することができるものとします。
  - (1) 商品、権利の引き渡し又は役務の提供がなされない場合。
  - (2) 商品の破損、汚損、故障、その他の瑕疵（欠陥）がある場合。
  - (3) その他商品、権利の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。
2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をする場合は、あらかじめ本条第1項の当該事由解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をした場合は、速やかに本条第1項の当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付していただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払を停止することはできないものとします。
  - (1) 売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約に係るものを除きます。）である場合。
  - (2) 会員の指定した支払区分が、リボルビング払い、分割払いでない場合。
  - (3) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が3万8千円に満たない場合。
  - (4) 分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たない場合。
  - (5) 割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定役務でない商品、権利の購入又は役務の提供を受けるためにカードを利用した場合。
  - (6) 外国加盟店でカードを利用した場合。
  - (7) その他会社による支払の停止が信義に反すると認められる場合。
6. 当社が利用残高から本条第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求した場合は、会員は、控除後のご利用代金の支払を継続するものとします。

#### 第3章 キャッシング・ローン条項

##### 第29条 (キャッシングサービス)

1. 当社が審査し適当と認めた場合、会員は、当社に登録されている暗証を使用する等所定の手続に従って当社指定する国内外の現金自動支払機（自動預入引出機を含み、以下「支払機」といいます。）を操作し、支払機から現金の払出しを受けることにより、キャッシングサービスを利用することができます。なお、支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と登録の暗証と一致を確認した上で、キャッシングサービスが行われた場合には、暗証について盗用その他事故があっても、そのために生じた一切の損害は、会員本人の負担とします。
2. 会員は、前項に定める方法の他、電話、インターネット等当社が認めた方法によりキャッシングサービスを利用することができます。この場合、当社は、会員の支払口座に利用金額を振り込むものとします。
3. 海外において会員は、国際提携組織と提携した海外金融機関等の本支店のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。
4. 本条第1項、第2項及び前項に定めるキャッシングサービスの利用について、家族会員が自己のカード又はカード情報を利用して行った場合には、本会員の代理人としてキャッシングサービスを利用したものとみなします。
5. 会員のキャッシングサービス利用可能額及び当社に対して支払うべき利息等については、本規約末尾に記載するのとおりとし、カード送付時及びご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に通知するものとします。
6. 会員が海外でキャッシングサービスを利用する場合、会員は、海外金融機関等が定めた手数料を合わせた金額について、当社を通じて支払うものとします。
7. キャッシングサービス利用金額、利息の返済日並びに返済方法及び海外でキャッシングサービスを利用した場合の伝票記載の外国通貨の換算は、本規約の定めるところによります。
8. 会員がキャッシングサービス利用金額の全部又は一部を繰り上げて返済する場合、キャッシングサービス利用した日の翌日から当該繰り上げ返済日まで年365日の日割によって計算された利息をキャッシングサービス利用金額とあわせて支払うものとします。
9. 当社は、必要に応じて会員のキャッシングサービス利用可能額を増額、減額又は新たな利用を停止することができるものとします。

##### 第30条 (カードローン)

1. 当社が審査し適当と認めて、カードローン利用可能枠を設定した場合、会員は、本条の規定に従い、カードローン利用可能枠から融資残高を差し引いた金額の範囲内で、当社から繰り返し融資を受けることができます。（以下「カードロー

- ン」といいます。)なお、家族会員はカードローンを利用することはできません。
2. 会員は、当社に登録されている暗証を使用する等所定の手続に従って支払機を操作し、支払機から現金の払出しを受けることにより、カードローンを利用することができます。なお、支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と登録の暗証との一致を確認した上で、現金の払出しが行われた場合には、暗証について盗用その他事故があっても、そのために生じた一切の損害は、会員本人の負担とします。
  3. 会員は、前項に定める方法の他、電話・インターネット等当社が認めた方法によりカードローンを利用することができます。この場合、当社は、会員の利用代金の支払口座へ融資金を振り込むものとします。
  4. カードローンは、会員が本条第2項又は前項に定める方法で利用した場合に契約が成立し、本条第2項の場合は、支払機を利用したとき、前項の場合は、当社から融資金が振り込まれたときに契約が成立したものとします。ただし、会員が当社所定の申込書等により申し込みをした場合には、当社がカードローン利用可能枠を設定したときに契約が成立するものとします。
  5. カードローンの契約期間は、契約成立日からカードの有効期限までとし、カードの更新により自動的にその有効期限まで継続するものとします。ただし、当社が必要と認めた場合にはいつでもその期間を終了させることができます。
  6. カードローンの1回あたりの融資金額は、1万円以上でかつ1万円単位とします。
  7. 当社が正当な手続きにより融資を行った金額については、理由の如何を問わず会員が返済の義務を負うものとします。
  8. 当社がやむを得ぬ事情により、結果としてカードローン利用可能枠を超えて融資を行った場合、その超過分についても本条が適用されるものとします。
  9. カードローンの返済元金は、本規約末尾に記載する返済コースによって決定されるものとします。なお、フレックス変額コースの場合の返済元金は、締切日におけるカードローン融資残高(以下「融資残高」といいます。)により決定されるものとします。会員は、返済元金に利息を加算した金額(以下「返済金」といいます。)を支払うものとします。ただし、契約成立後6ヶ月を経過した後に、会員が返済方法等の変更を希望し、当社が審査を行い適当と認めた場合には、これを変更できるものとします。
  10. カードローン利用可能枠及び利率は、本規約末尾に記載のとおりとし、カード送付時及びご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に通知します。
  11. カードローンの利息は、前月支払日の返済後の融資残高に対して、前月支払日の翌日から当月支払日までを年365日の日割りにて計算するものとし、会員は、元金に加算して支払日に支払うものとします。なお、融資日の翌日から到来する最初の返済日までの利息は、当該融資金額について年365日の日割りにて計算するものとし、以後の追加融資についても同様とします。
  12. 当社が必要と認めた場合、当社は、会員に対していつでもカードローン契約の解除、カードローン利用可能枠の増額又は減額、追加融資の中止、若しくは連帯保証人又はその他担保を請求することができるものとします。
  13. 会員は、カードローンの契約を解約する場合、当社所定の書面にて届け出るものとします。なお、残債務がある場合、会員は、当該残債務全額と本条第11項に定める方法で計算した利息を支払うものとします。
  14. 会員は、当社が定める方法によりカードローン融資残高の一部又は全部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、当該繰り上げ返済を行う融資金額に対し、前回支払日(当該融資金の最初の支払日到来前においては融資日)の翌日から当該繰り上げ返済日までの利息(1年を365日とした日割計算)を支払うものとします。

### 第31条(手数料の支払い)

1. 会員は、電話、インターネット等当社が認めた方法でキャッシングサービス又はカードローンを利用する場合、当社が会員の支払口座に振り込む際の手数料等の実費を、当該債務の初回支払日にキャッシングサービス及びカードローン返済金に合算して支払うものとします。
2. 会員は、当社と提携する金融機関等の支払機を利用した際に、当該金融機関等が時間外手数料等所定の手数料を徴収するときは、当社を通じて当該金融機関等に当該手数料を支払うものとします。この場合、当社は当該手数料を、所定の方法で当該金融機関等に立て替えて支払い、会員は、本規約に定める方法に準じて当社に対して支払うものとします。

### 第32条(その他ローン)

1. 本会員は、当社の提供する各種ローンを別に定める条件及び規定により利用できます。
2. 本会員は、申込書記載事項に基づき、当社が認める場合は前項の各種ローンについて、融資の申込をインターネット、電話等当社の定める方法により行うことができるものとします。

以上

### 【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードのご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談は下記までご連絡ください。  
シティカードジャパン株式会社  
電話番号 (0120)003-081
3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止のお申し出、個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問い合わせ、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までご連絡ください。  
シティカードジャパン株式会社 お客様相談室  
所在地 東京都江東区有明3-1 TFTビル西館  
電話番号 (0120)003-081

### 【ショッピング支払方法のご案内】

コース	国内加盟店	外国加盟店
なんでもリボ	すべてリボルビング払い	すべてリボルビング払い
えらんでリボ(Aタイプ)	一回払い・二回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・分割払いを選択	すべてリボルビング払い
えらんでリボ(Bタイプ)	一回払い・二回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払い・分割払いを選択	すべて一回払い

- ※入会申し込み時に指定がない場合には、えらんでリボ(Bタイプ)を設定します。
- ※シティフレキシブルペイメントカードは、なんでもリボコースとなり、他のコースを選択できません。

### 【リボルビング払いのご案内】

#### 1. 利用可能枠、手数料率

カード種類	利用可能枠	手数料率	返済期間	遅延損害金
シティプラチナカード	175万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	12.0~18.0%	原則として毎月15日締切、翌月10日払い(締切日・支払日については、カード送付時に通知します。)	年率14.6%の割合
シティゴールドカード	100万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	13.2~18.0%		
シティクラシックカード	100万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額			
シティエリート	75万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額			
シティフレキシブルペイメントカード	100万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	11.4~15.0%		

- ※シティ学生カードの利用可能枠は、30万円を超えない範囲で当社が決定した額になります。詳しくは、カード送付時にご案内します。

#### 2. 支払コース及び支払元金

締切日の利用残高	定額コース (元金定額方式)	定率コース (元金定率方式)	フレックス変額コース (残高スライド方式)
50千円以下	1~5万円で会員があらかじめ指定した金額(1万円単位)ただし、リボルビング払い利用可能枠の設定が50万円を超える会員は、2~5万円(1万円単位)	利用残高の5%。ただし、利用残高の5%が1万円に満たない場合は1万円。	1,500円
100千円以下			2,500円
250千円以下			5,000円
350千円以下			7,500円
500千円以下			10,000円
750千円以下			15,000円
1,000千円以下			20,000円
1,250千円以下			25,000円
1,500千円以下			30,000円
1,750千円以下			35,000円
2,000千円以下			40,000円
2,500千円以下	50,000円		
3,000千円以下	60,000円		
以後100万円ごとに			2万円加算

- ※支払元金が取り決めた金額以下となる場合は、利用残高全額が支払元金となります。

- ※定額コースに基づく最低支払元金の額より、フレックス変額コースの支払元金が多い場合には、後者の額を支払元金とします。

- ※入会申し込み時に指定がない場合には、シティクリアカードはフレックス変額コースをその他のカードは定額コース(シティクラシックカードは1万円、その他のカードは2万円)を設定します。

- ※シティフレキシブルペイメントカードの支払コースは、定額コースとなり、支払元金は1万円又は2万円となります。

- ※定率コースの新たな利用及び他のコースから定率コースへの変更はできません。

#### 3. リボルビング払いの支払例

- 6月1日に30万円の商品を購入した場合。  
(締切日15日、支払日10日に口座振替、実質年率13.2%、定額コースの支払元金5万円)

支払日	定額コース (元金定額方式)	定率コース (元金定率方式)	フレックス変額コース (残高スライド方式)
6月 当月締切日の利用残高	300,000円	300,000円	300,000円
7月	支払元金	50,000円 5万円固定	15,000円 30万円×5%
	手数料	2,712円 30万円×13.2%×25÷365	2,712円 30万円×13.2%×25÷365
	弁済金	52,712円	17,712円
7月 当月締切日の利用残高	250,000円	285,000円	292,500円
8月	支払元金	50,000円 5万円固定	14,250円 285,000円×5%
	手数料	2,802円 25万円×13.2%×31÷365	3,194円 285,000円×13.2%×31÷365
	弁済金	52,802円	17,444円
8月 当月締切日の利用残高	200,000円	270,750円	285,000円

- ※初回の手数料は、各コースとも利用日(6月1日)以降最初に到来する締切日(6月15日)の翌日から翌月の支払日(7月10日)までの25日間分を日割計算します。
- ※手数料の計算において小数点以下は切り捨てとなります。

【分割払いのご案内】

1.支払回数表

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	10.77	11.92	12.24	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27	13.24	13.17
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	1.80	3.00	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40	18.00	21.60

※ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が異なることがあります。  
 ※シティフレキシブルペイメントカード及びシティクリアカードは、分割払いは利用できません。  
 ※支払方法を「なんでもリボ」に指定した会員は、分割払いは利用できません。

2.分割払いの支払例

現金販売価格30万円の商品を10回払いにした場合

	金額	計算方法
分割払手数料	18,000円	300,000円×6.00円÷100円
分割支払金合計金額	318,000円	300,000円+18,000円
分割支払金(月々の支払金)	31,800円	318,000円÷10回

※分割支払金は、1円未満切り捨てとなり、その端数は初回に算入します。  
 ※端数の調整により実質年率が異なることがあります。

【キャッシングサービスのご案内】

1.利用可能額、金利等

利用可能額	返済方式	実質年率	返済期間	遅延損害金
家族全体で月間50万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	元利一括返済	15.0~20.0%	原則として毎月15日締切、翌月10日払い(締切日・支払日については、カード送付時に通知します。)	年率21.9%の割合

担保:不要  
 ※シティ学生カードの利用可能額は、3万円を超えない範囲で当社が決定した額になります。詳しくは、カード送付時にご案内します。

【カードローンのご案内】

1.利用可能枠、金利等

カード種類	利用可能枠	実質年率	返済期間	遅延損害金
シティプラチナカード	月間50万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	15.0~18.0%	原則として毎月15日締切、翌月10日払い(締切日・支払日については、カード送付時に通知します。)	年率21.9%の割合
シティゴールドカード				
シティクラシックカード				
シティエリート				
シティフレキシブルペイメントカード	家族全体で月間50万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	16.8~18.0%		
シティクリアカード				

担保:不要  
 ※シティ学生カードは、カードローンを利用できません。

2.返済コース及び返済元金

締切日の融資残高	定額コース (元金定額方式)	フレックス変額コース (残高スライド方式)
50千円以下	毎月2万円の定額。	1,500円
100千円以下		2,500円
250千円以下		5,000円
350千円以下		7,500円
500千円以下		10,000円
750千円以下		15,000円
1,000千円以下		20,000円
1,250千円以下		25,000円
1,500千円以下		30,000円
1,750千円以下		35,000円
2,000千円以下		40,000円
2,500千円以下		50,000円
3,000千円以下		60,000円
以後100万円ごとに		2万円加算

※返済元金を取り決めた金額以下となる場合は、融資残高全額が返済元金となります。  
 ※定額コースに基づく最低支払元金の額より、フレックス変額コースの支払元金が多い場合には、後者の額を支払元金とします。

個人情報取り扱いに関する同意条項

(本同意条項は、シティカード会員規約(以下「本規約」といいます。))の一部を構成します。)

第1条(個人情報の収集、保有、利用)

1.会員及び入会申込者(以下総称して「会員等」といいます。))は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供及び口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」といいます。))を必要保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含みます。))をすること及び連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。  
 (1)会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、収入、負債、住居状況等の事項、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項及び電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。  
 (2)入会申込日、契約日、利用可能額、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。  
 (3)会員のカードの利用状況、支払状況。  
 (4)当社が収集した会員等のクレジット利用履歴及び支払履歴。  
 (5)会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。))及び当社が定める本人確認業務に基づき本人確認書類及びそれら書類の記載事項。  
 (6)当社が、会員等又は公的機関から、適法又は適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。  
 (7)インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。  
 (8)当社又は決済口座のある金融機関等での本人確認状況。

2.会員等は、当社が前項第1号、第2号及び第3号の個人情報に必要な保護措置を講じた上で、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のホームページ等で案内しています。  
 (1)クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。  
 (2)クレジット関連事業における市場調査、商品開発。  
 (3)クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。  
 (4)クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。

3.会員等は、以下の当社の提携会社(以下「共同利用会社」といいます。))が、本条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の個人情報に必要な保護措置を講じた上で、次の各号に定める目的のために個人情報を利用することに同意します。  
 シティバンク銀行株式会社 <http://www.citibank.co.jp/>  
 〒140-8639 東京都品川区東品川2-3-14 シティグループセンター  
 電話番号 0120-110-330  
 目的:  
 (1)預金業務における各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付。  
 (2)犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品・サービスの利用資格の確認。  
 (3)市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発。  
 (4)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案。

4.会員等(家族会員を除きます。))が当社の実施する会員紹介制度において入会した場合、会員等(家族会員を除きます。))は、当社が紹介者である会員に対して紹介プレゼント等を送付する目的のために、会員等の入会した事実を提供することに同意するものとします。  
 5.親権者(会員等が20歳未満の場合に限ります。))は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して申込確認及び連絡等のために、親権者の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、会員等との続柄)を収集・利用することに同意するものとします。  
 6.会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項が適用されることに同意します。

第2条(個人信用情報機関への照会、登録及び利用)

1.会員等(家族会員を除きます。))は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該個人信用情報機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」といいます。))及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます。))に照会し、会員等(家族会員を除きます。))の情報(当該個人信用情報機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該個人信用情報機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含み、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含みます。))が登録されている場合には、割賦販売法第39条及び貸金業の規制等に関する法律第30条第2項により、会員等の支払能力の調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。  
 2.会員等(家族会員を除きます。))は、当該機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含みます。))が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに登録された情報が当該機関及び提携機関の加盟会員に自己の取引上の判断のため利用されることに同意します。ただし、提携機関の加盟会員により利用される情報は、下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。  
 3.会員等(家族会員を除きます。))は、本条第1項及び前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、当該機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該機関及び提携機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。  
 4.当該機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報及び登録期間は以下のとおりです。また、当社が、新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、別途、書面により通知し同意を得るものとします。なお、当該機関の加盟資

格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関のホームページに記載されております。

- (1) 株式会社シー・アイ・シー (CIC) <http://www.cic.co.jp/>  
【主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関】  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト  
電話番号 0120-810-414
- (2) 全国銀行個人信用情報センター (KSC)  
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>  
【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関】  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館  
電話番号 03-3214-5020
- (3) 株式会社テラネット (テラネット) <http://www.teranet-corp.co.jp/>  
【主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業会員とする個人信用情報機関】  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
電話番号 03-3258-1025
- (4) 登録される情報とその期間  
(詳細については、各当該機関のホームページ等でご確認ください。)

登録情報	当該機関	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所 <sup>※1</sup> 、電話番号、勤務先等の本人情報	C I C	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
	K S C	
	テラネット	
②本規約に係る申し込みをした事実	C I C	当社が照会した日から6ヶ月間
	K S C	当社が利用した日より1年を超えない期間
	テラネット	当社が利用した日より3ヶ月を超えない期間
③本規約に関する客観的な取引事実 <sup>※2</sup>	C I C	契約期間中及び契約終了後5年以内
	K S C	契約期間中及び契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
	テラネット	
④債務の支払いを延滞した事実	C I C	契約期間中及び契約終了日から5年間
	K S C	契約期間中及び契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
	テラネット	

※1 KSCの登録情報は、①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、利用可能額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払い状況(解約、完済等の事実を含みます。)となります。

5. 当該機関のうちCIC並びにKSCの提携機関は、以下のとおりです。なお、以下の提携機関に関するお問い合わせ等は、前項に記載の個人信用情報機関へ行うものとします。

- (1) 全国信用情報センター連合会(全情連)加盟の個人信用情報機関  
<http://www.fcbj.jp/>  
【主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関】  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1(全情連事務局)  
電話番号 0120-441-481  
(最寄りの全情連加盟の個人信用情報機関につながります。)

※KSC及びCIC並びに全情連は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しており、当社は当該機関を経由して全情連の情報を利用しています。

※テラネットでは、全情連との提携により、信用情報の相互交流を行っています。

### 第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示の請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当社及び共同利用会社への開示請求は、末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。また、開示請求手続については、当社のホームページ等で案内しております。
- (2) 当該機関への開示請求は、前条第4項記載の各個人信用情報機関宛行うものとします。なお、テラネットに対する開示請求は、前条第5項に記載の全情連事務局宛行うものとします。

2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び共同利用会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

### 第4条(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合及び利用・提供中止の申し出)

1. 当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、又は、本同意条項に定める個人情報の取り扱いについて全部若しくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項及び第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。

2. 会員が第1条第2項及び第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、カード又はご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、会員は、中止の申し出を末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。

### 第5条(契約不成立時の個人情報の利用・提供)

当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条及び第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外に

は利用、提供しないものとします。

### 第6条(条項の変更)

本同意条項は、法令等の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

■当社及び共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先

(お客様相談室)

〒135-8072 東京都江東区有明3-1 TFTビル西館

電話番号 (0120) 003-081

シティカードジャパン株式会社 <http://www.citibank.co.jp/card>

関東財務局長(2)第01376号

本社:東京都品川区東品川2-3-14

シティグループセンター

電話番号 (0120) 003-081